

今回のテーマ 高齢者虐待について

高齢者虐待防止法

高齢者に対する虐待を防ぎ、保護するための措置や支援について定めた法律です。虐待というと暴力などを想像しますが、虐待の種類は様々で、複数の虐待が同時に行われていることもあります。

心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・話しかけているのに意図的に無視をする



介護・世話の放棄放任 (ネグレクト)

- ・入浴させない
- ・食事水分を与えない
- ・ゴミが放置されたままなど劣悪な環境で生活させる



性的虐待

- ・わいせつな行為をする、強要する
- ・排泄の失敗の罰として衣服を着用させずに放置する



身体的虐待

- ・暴力的行為で痛みを与える、身体拘束する
- ・無理やり口に食事を入れる



経済的虐待

- ・本人の合意なしに財産を使用する
- ・お金を理由なく本人に使わせない



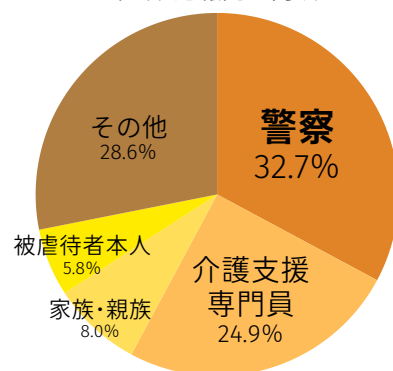
高齢者虐待が起こる背景

虐待が起きてしまう背景として、介護者の方の介護に関する知識不足や介護によりストレスが溜まってしまい、心身ともに疲れてしまうことが原因にあげられるそうです。虐待される側・してしまう側どちらにも目を向けて支援していきたいですね。

在宅での虐待の相談・通報は3割の方が警察に

虐待を発見した場合、高齢者虐待対応窓口や地域包括支援センターへ相談しましょう。ただ、2021年に厚生労働省が行った調査によると、3割の方が警察へ通報しているとのこと。正しい機関へ通報し、速やかに対応・支援に繋がるといいですね。

在宅での虐待の相談・通報先の内訳



住宅リフォーム・福祉用具以外・販売
株式会社ハピネス

【指定事業所番号：1670202298】

富山県高岡市野村1355-9

☎：(0766) 54-6114

FAX：(0766) 54-6214



Instagram

「子供の虐待」＝「児童相談所」のように、「高齢者の虐待」＝「高齢者虐待対応窓口」となるよう、周知していくことと、ご本人やご家族と関わることでできる私達で声掛けや見守りをしていくことが大切と感じました。